



乙 建 管
平成 19 年 5 月 2 日

国土交通省道路局長 様

北海道乙部町長 寺 島 光一郎



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について（回答）

標記につきまして、平成 19 年 4 月 2 日付け国道企第 114 号でご依頼ありまし
た道路特定財源の見直しに関する今後の道路政策や道路整備・管理について、
別紙のとおり意見書を提出いたしますのでよろしくお取り計らい願います。

中期的な計画作成にかかる意見について

◇北海道爾志郡乙部町

●除雪について

本町を含めた北海道の地方部は、医療や買い物を始めとしたサービスを都市に依存している状況にあります。

特に、冬期の広域移動は、吹雪による視程障害や路面状況の悪化などにより夏期に比較して不確実的因素が増し、緊急輸送など地方部に生活する人々の生命に直結する医療サービスの確保が重要な課題になっています。

このため、冬期の道路状況に配慮した整備やよりきめ細かな除雪などが一層必要です。

●防災について

北海道には、異常気象時に通行止めとなる通行規制区間・特殊通行規制区間が多く存在し、本町にも特殊通行規制区間1箇所、1.8kmが指定されています。

集中豪雨による落石などにより通行が規制された場合には、地域の孤立や大きな迂回が発生します。

通行規制区間での優先的な防災対策の実施や代替道路（都道府県道、市町村道を含めた）の整備が必要です。

更に、多発傾向の地震災害を踏まえた耐震補強の推進等、道路の確実性の強化も一層必要です。

また、道路利用者への道路情報・災害情報の迅速な提供の充実を図ることも重要です。

●維持管理について

通常の維持管理については、物流及び交通事故防止の観点による道路機能を損なわない適切な管理が求められ、特に舗装の轍、段差等の解消、適時期の除草など安全性はもとより道路景観にも配意した対策が必要です。